

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院の承認を得るために行う施設等整備に対し、市が補助金を交付することにより、地域医療支援病院の整備を促進し、もって地域医療水準の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2 補助の対象となる事業者は、市内に所在する病院とする。ただし、大阪府知事に地域医療支援病院の承認を受けるためにした初めての申請又はその翌年度にした2回目の申請において承認を受けた病院に限る。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、補助対象事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 医療法第4条第1項第5号の要件を満たすために行う集中治療室を整備する事業（以下「施設整備事業」という。）
- (2) 別表に掲げる医療機器及び医療器具（第7において「補助対象備品」という。）を購入する事業（以下「設備整備事業」という。）

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 工事費（設計費を含む。）
- (2) 備品購入費

(補助金額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該事業に係る寄附金額、国、他の地方公共団体からの補助金額その他の当該事業に係る収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額又は50,000,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、指定された期日までに事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする事業者は、茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、大阪府知事に地域医療支援病院の承認を受けた日の翌年度までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 大阪府知事に地域医療支援病院として承認されたことが確認できる書類
- (2) 経費所要額調（様式第3号）
- (3) 集中治療室の工事設計図（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (4) 工事仕様書及び工事仕訳書（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (5) 補助対象備品の購入明細書（第3第2号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (6) 収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。
（地域医療の向上）

第9 補助金の交付の決定を受けた事業者は、地域医療の中核となる地域医療支援病院として茨木市を中心とした地域医療の向上に努めるものとする。
（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた事業者は、茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書（様式第6号）
- (2) 集中治療室の工事に係る契約書の写し（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (3) 補助対象事業完了後の当該集中治療室がある建築物の構造概要及び平面図（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (4) 補助対象事業により整備された集中治療室の写真（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第37号）第7条第5項に規定する検査済証（第3第1号に掲げる事業を行う場合であって、同法第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する確認申請を要するときに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を

確定し、茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた事業者は、茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業の完了した日（医療法第29条第3項に基づき、大阪府知事が当該事業者の地域医療支援病院の承認を取り消した場合は、当該承認を取り消した日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限等）

第17 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入

の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金交付の条件)

第18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 前項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第19 市長は、補助金の交付を受ける事業者あるいは受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 補助金の交付を受けた日(次項において「交付日」という。)の翌日から起算して10年を経過する日までの間において、医療法第29条第3項に基づき、大阪府知事が当該事業者の地域医療支援病院の承認を取消したとき。(自然災害その他の市長が認める事由により、地域医療支援病院の要件を維持することが困難となった場合を除く。)

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項第5号に該当するときのうち、当該承認の取消しが交付日の翌日から起算して5年を経過する日までに行われたときは、交付した補助金の全額を返還させるものとする。

(市長の指示)

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和4年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第3関係）

	医療機器	備考
1	救急蘇生装置	気管挿管器具、気管切開器具、用手人工呼吸バッグ等
2	人工呼吸器	
3	除細動器	
4	ペースメーカ	
5	シリンジポンプ	
6	輸液ポンプ	
7	心電計	
8	ポータブルX線撮影装置	
9	生体情報連続モニタ	心電図、観血血圧2チャンネル、パルスオキシメータ等
10	体温測定装置	
11	酸素濃度計	

12	小外科手術器具	静脈切開、胸腔・腹腔穿刺等
13	気管支鏡（ブロンコファイバースコープ）	
14	血液浄化装置	
15	心拍出量計	
16	混合静脈血酸素飽和度モニタ	
17	脳波計	
18	体重計	
19	体温調節装置	
20	呼吸機能測定装置	カプノメータを含む
21	超音波診断装置	
22	間欠的空気圧迫式マッサージ装置（深部静脈血栓症予防）	
23	無影灯	

事業計画書

1 施設名等

(1)	所在地	
(2)	名称	
(3)	代表者	

2 地域医療支援病院の承認について

(1)	地域医療支援病院として目指す方向性
(2)	承認までの手続き等に関する日程

3 施設整備事業について

工事等の日程

4 設備整備事業について

導入、設置等の日程

（申請先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付申請書

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 都道府県知事に地域医療支援病院として承認されたことが確認できる書類
- (2) 経費所要額調（様式第3号）
- (3) 集中治療室の工事設計図（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (4) 工事仕様書及び工事仕訳書（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
- (5) 補助対象備品の購入明細書（第3第2号に掲げる事業を行う事業者のみ）
※ 備品名、数量及び金額を分かるようにすること。
- (6) 収支予算書
- (7) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第3号

経費所要額調

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (予定) (A)	寄附金 その他の収入額 (予定) (B)	対象経費の 実支出額 (予定) A - B (C)	基準額 (D)	選定額 (C)合計と(D)で少ない方 (E)	補助率 (F)	交付額 (千円未満切り捨て) (E) × (F) (G)	備考
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位		千円単位	
施設整備事業				100,000,000		2分の1		
設備整備事業								
合計								

記入上の注意

- 1 (E)「選定額」欄には、(C)「対象経費の実支出額(予定)」欄と(D)「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 (G)「交付額」欄の算出にあたっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

補助事業者 所在地
名 称
代表者

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 経費所要額精算書（様式第6号）
 - (2) 集中治療室の工事に係る契約書の写し（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
 - (3) 補助対象事業完了後の当該集中治療室がある建築物の構造概要及び平面図（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
 - (4) 補助対象事業により整備された集中治療室の写真（第3第1号に掲げる事業を行う事業者のみ）
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第37号）第7条第5項に規定する検査済証（第3第1号に掲げる事業を行う場合であって、同法第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する確認申請を要するときに限る。）
 - (6) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第 6 号

経費所要額調書精算書

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (A)	寄附金 その他の収入額 (B)	対象経費の 実支出額 A - B (C)	基 準 額 (D)	選 定 額 <small>(C)合計と(D)で少ない方</small> (E)	補助率 (F)	交付額 <small>(千円未満切り捨て)</small> (E) × (F) (G)	交付決定額 (H)	補助金精算額 <small>(G)と(H)で少ない方</small>	備 考
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位		千円単位	千円単位	千円単位	
施設整備事業				100,000,000		2分の1				
設備整備事業										
合 計										

記入上の注意

- 1 (E) 「選定額」欄には、(C) 「対象経費の実支出額(予定)」欄と(D) 「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 (G) 「交付額」欄の算出にあたっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市地域医療支援病院施設整備等補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円